

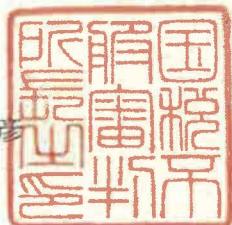
裁 決 書

東裁(所)令5第108号

令和6年5月22日

国税不服審判所長

清野 正彦



審査請求人

住 所

氏 名

原処分庁

原 処 分

令和2年分及び令和3年分の所得税及び復興特別所得税の各更正の請求に対して令和5年5月26日付でされた更正をすべき理由がない旨の各通知処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、会社役員である審査請求人（以下「請求人」という。）が、当初の申告において盗難による損失の金額について一部しか計上しておらず、雑損控除の金額が過少であったなどとして、令和2年分の所得税等については雑損控除の金額の変

更を、令和3年分の所得税等については [REDACTED] の適用を求めてそれぞれ更正の請求をしたのに対し、原処分庁が、請求人の有する資産について盜難の被害があった事実等を確認することはできないとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったところ、請求人が原処分の一部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令

イ 国税通則法関係

- (イ) 国税通則法（令和4年法律第4号による改正前のもの。以下「通則法」という。）第23条《更正の請求》第1項は、納税申告書を提出した者は、同項第1号ないし第3号のいずれかに該当する場合には、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる旨規定し、更正をすべき旨の請求ができる場合として、同項第1号は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときを、同項第2号は、同項第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額が過少であるとき、又は当該申告書に純損失等の金額の記載がなかったときを、同項第3号は、同項第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少であるとき、又は当該申告書に還付金の額に相当する税額の記載がなかったときを掲げている。
- (ロ) 通則法第23条第3項は、更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない旨規定している。
- (ハ) 通則法第23条第4項は、税務署長は、更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する旨規定している。
- (ニ) 国税通則法施行令第6条《更正の請求》第2項は、更正の請求をしようとする者は、その更正の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類があるときは、その書類を通則法第23条第3項の更正請求書に添付しなければならない

旨規定している。

口 所得税法関係

所得税法第72条《雑損控除》第1項は、居住者の有する一定の資産について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合において、その年における当該損失の金額の合計額が一定の金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額等から控除する旨規定している。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人は、[REDACTED]（令和4年1月6日の商号変更前は、[REDACTED]。以下、商号変更の前後を通じて「[REDACTED]」という。）の代表取締役である。

なお、[REDACTED]は、令和2年1月30日から同年7月17日までの間、[REDACTED]に支店（以下「本件事務所」という。）を設置していた。

ロ [REDACTED]が業務のために使用する本件事務所の社長室内に設置され、現金のほか、通帳及び印鑑等が保管されている金庫（以下「本件金庫」という。）が、令和2年6月26日、盗難に遭った（以下、この盗難を「本件盗難」という。）。

ハ [REDACTED]は、令和2年6月26日、本件盗難に係る被害届を受理し、当該被害届に「[REDACTED]」と押印した。当該被害届には「被害者の住居、職業、氏名、年齢」欄に「[REDACTED]」、「被害金品」欄に「金庫」、当該金庫の「在中金品」としていずれも「所有者」欄を「[REDACTED]」とする「現金6500万円位」、「通帳」、「印鑑」等と記載されていた。また、当該被害届については、令和3年6月3日、請求人により、「[REDACTED]」との会社名を「[REDACTED]」に訂正する旨の被害届訂正願いが提出された。

ニ [REDACTED]は、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの事業年度の①損益計算書及び②雑益、雑損失等の内訳書に、雑損失の金額が5,000,000円である旨を記載するとともに、当該雑損失について、当該②雑益、雑損失等の内訳書の「取引の内容」欄に「盗難損失」、「相手先」欄に「[REDACTED]」と記載した。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、令和2年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）について、確定申告書に別表の「確定申告」欄のとおり記載して、令和3年12月10日に申告した（以下、この申告を「令和2年分確定申告」という。）。

なお、当該確定申告書の第二表には、「雑損控除に関する事項」の項目のうち、「損害の原因」欄に「盜難」、「損害年月日」欄に「令2. 6. 26」、「損害金額」欄に「15,000,000円」と記載されている。

ロ 請求人は、令和3年分の所得税等について、確定申告書に別表の「確定申告」欄のとおり記載して、法定申告期限までに申告した（以下、この申告を「令和3年分確定申告」という。）。

ハ 請求人は、令和2年分確定申告については、本件盜難による損失の金額が65,000,000円であるにもかかわらず、本件盜難による損失の金額の一部である15,000,000円を損失の金額とし、所得税法第72条第1項第1号に規定する総所得金額の合計額の10分の1に相当する金額を超える [] しか雑損控除として控除していなかったとして、また、令和3年分確定申告については、令和2年分確定申告の雑損控除の額の更正の請求に伴う [] があるとして、令和4年10月17日に令和2年分及び令和3年分（以下、これらを併せて「本件各年分」という。）の所得税等について、別表の「更正の請求」欄のとおりとすべき旨の各更正の請求（以下「本件各更正請求」という。）をした。

なお、令和2年分の所得税等の更正の請求書の添付書類として併せて提出された「令和2年分の確定申告書（再計算したもの）」の第二表には、「雑損控除に関する事項」の項目のうち、「損害の原因」欄に「盜難」、「損害年月日」欄に「令2. 6. 26」、「損害を受けた資産の種類など」欄に「現金」、「損害金額」欄に「65,000,000円」と記載されている。

ニ [] は、[] 所属の職員（以下「本件職員」という。）の調査（以下「本件調査」という。）の結果に基づき、本件各更正請求に対し、令和5年5月26日付で、更正をすべき理由がない旨の各通知処分（以下「本件各通知処分」という。）をした。

ホ 請求人は、本件各通知処分に不服があるとして、令和5年5月29日に審査請求をした。

へ 請求人は、令和5年9月8日、審査請求において原処分の取消しを求める範囲について、[] が令和2年分の更正の請求において雑損控除に追加した盜難に遭った金額50,000,000円から請求人が[] に帰属すると認める5,000,000円を除いた部分を認めなかつた部分につき、取消しを求めるに変更した（以下、当該認めなかつた部分の45,000,000円を「本件損失」という。）。

ト 請求人は、令和5年9月28日に住所を[]

[] から肩書き地へ異動したので、これに伴い、原処分庁は[]
[] から[] となつた。

2 爭点

- (1) 原処分に通則法第23条第4項に反する違法又は不当があるか否か。
- (2) 本件各更正請求は、通則法第23条第1項に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、請求人の有する資産について本件盜難による本件損失が生じた場合に該当し、所得税法第72条第1項に規定する雑損控除ができるか否か。

3 爭点についての主張

- (1) 爭点1（原処分に通則法第23条第4項に反する違法又は不当があるか否か。）について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>本件調査に違法ではなく、原処分は適法である。</p> <p>本件職員は、本件各更正請求に係る事実関係を熟知していると認められる請求人に対し、複数回にわたり趣旨を説明した上で必要書類の提出依頼を行っているのであるから、原処分は結論ありきの不十分な調査に基づき行われた不当なものとも認められない。</p>	<p>イ 本件職員は、請求人に対して立証方法について何らの助言も与えず、容易に行うことのできる請求人からの事実関係の聴取も行わなかったものであり、原処分は調査がなく行われたものに等しく、通則法第23条第4項に反して違法である。</p> <p>ロ 仮に原処分における調査がなかったとまで認められないとしても、本件職員が自ら事実関係を明らかにするための能動的な行動を一切することなく、請求人の立証が不十分であるという結</p>

原処分庁	請求人
	論ありきで行った本件調査に基づき行 われた原処分は、著しく不合理なもの であって取り消されるべき不当があ る。

(2) 争点2（本件各更正請求は、通則法第23条第1項に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、請求人の有する資産について本件盗難による本件損失が生じた場合に該当し、所得税法第72条第1項に規定する雑損控除ができるか否か。）について

請求人	原処分庁
<p>本件各更正請求について、以下のとおり、通則法第23条第1項に規定する更正の請求をすることができる場合に該当する。</p> <p>イ 本件金庫内の現金の金額について</p> <p>(イ) 本件金庫内の現金の金額（本件盗難の被害額）は、請求人及び■■■の従業員との共通認識によれば65,000,000円である。</p> <p>(ロ) 仮に上記(イ)の主張が認められないとしても、本件金庫内の現金の金額が45,000,000円以上であったことは明らかである。</p> <p>ロ 本件金庫内の現金の帰属について</p> <p>(イ) 本件金庫内の現金は、請求人が暗号資産関連取引で得た資金や役員報酬等による個人預金等から引き出した現金であり、請求人個人の通帳、マイナンバーカード及び印鑑証明等</p>	<p>本件各更正請求について、以下のとおり、通則法第23条第1項に規定する更正の請求をすることができる場合に該当しない。</p> <p>イ 本件金庫内の現金の金額について</p> <p>本件金庫内の現金の金額（本件盗難の被害額）が65,000,000円であったことの客観的証拠があるとは認められず、実際の当該金額が同額であったとは認められない。</p> <p>ロ 本件金庫内の現金の帰属について</p> <p>(イ) 本件金庫は請求人が■■■の代表取締役として■■■の支配下にある本件事務所内において管理していたものであり、本件盗難の被害届は■■■を被害者として提</p>

請求人	原処分庁
とともに本件金庫に保管していたものである。	出された。本件金庫は請求人が自身の住居において個人的に管理していたものではなく、請求人の平成29年分ないし令和3年分の所得税等の各確定申告書に記載された内容を考慮すると、請求人が暗号資産関連取引で得て本件金庫に入れていた旨主張する金員について、請求人に帰属するものであるか否か不明である上、本件金庫内の現金の入出金の具体的な経緯が明らかでなく、本件金庫内の現金が請求人個人に帰属する現金であったか否か判然としない。
(ロ) 請求人は、本件金庫において、■■■■、■■■■ (以下「■■■■」という。) 及び■■■■ (以下、「■■■■」といい、■■■■、■■■■及び■■■■を併せて「本件各法人」という。) 並びに請求人個人の資産を分別管理していた。	(ロ) 本件金庫内で本件各法人と個人の資産を分別管理していたこと等について、請求人はこれを証する客観的証拠を提出しておらず、本件金庫内の現金が請求人個人の有する資産であったとは認められない。
請求人は、本件各法人について、基本的には経費の支払等の際は通帳から必要な現金を引き出して支払うこととし、それ以外に至急の現金需要がある場合には、一時的に請求人の占有下にある個人資産である現金から用立て、適宜本件各法人の口座からまとまった現金を引き出した際に返済を受けることを繰り返しており、本件各法人の現金は通常本件事務所内に保管されておらず、本件金庫内の現金は、■■■■に帰属する5,000,000円を除き全て請求人に帰属するものであった。	
(ハ) 仮に上記の主張が認められないとしても、請求人に帰属する本件金庫内の現金は、■■■■の帳簿現	

請求人	原処分庁
<p>金残高がないことを併せ考えると、 上記イの(口)の45,000,000円から■ ■及び■（以下「本 件2社」という。）の帳簿現金残高 と■の本件盗難の直前の売 上代金として受領した5,000,000円 の合計額12,429,262円を差し引いた 金額である32,570,738円を下回るこ とはない。</p>	

4 当審判所の判断

(1) 争点1（原処分に通則法第23条第4項に反する違法又は不当があるか否か。）につ
いて

イ 法令解釈

通則法第23条第4項が規定する調査とは、課税標準等又は税額等を認定するに
至る一連の判断過程の一切、すなわち、課税庁の証拠資料の収集、証拠の評価あ
るいは経験則を通じての要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈適用を経て
更正をし、又は、更正をすべき理由がない旨を請求者に通知するに至るまでの思
考、判断を含め極めて包括的な概念であり、いかなる調査方法を探るかは権限あ
る税務職員の合理的な裁量に委ねられていると解される。

もっとも、通則法第23条第4項が更正処分等について、「調査し」て行う旨規
定しているから、当該処分が何らの調査なしに行われた場合には、当該処分の取
消事由となるものと解される。

ロ 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が
認められる。

- (1) 本件職員は、本件各更正請求を受け、令和4年11月10日付で、請求人に対し、
 ①警察署に提出した被害届の写し、②本件盗難による損失額の内訳書（個人、
 法人に分けての作成を依頼）、③法人の帳簿・申告書の写し（本件盗難による
 損失金額を計上している部分）及び④本件盗難の事実が確認できる資料（被害

届に詳細な記載があれば提出不要との記載を付記) の提出を求める書面を送付した。

- (ロ) 本件職員は、令和4年12月1日付で、請求人に対し、同日以前に請求人から提出のあった書類では本件盗難に係る雑損控除を適用できるか判断ができなかつたとして、追加で① [] 発行の警察証明、②確認書(資産ごとの金額及びその資産に係る個人・法人別の内訳を記載する項目のある書面)及び③盗難品ごとの損失金額及び当該資産が個人に帰属する資産であることを証明する書類の提出を求める書面を送付した。
- (ハ) 本件職員は、令和4年12月7日、同月9日及び令和5年1月24日に請求人から電話にて、本件盗難による、被害の状況や内訳、被害場所の状況及び法人の被害金額の根拠等について聴取した。
- (ニ) 本件職員は、令和5年1月16日に請求人から追加の書類を收受し、同月26日に、請求人に対し、提出済みの書類からは本件盗難に係る盗難品の帰属が個人であると判断できない旨を伝えたところ、請求人から個人の帰属とする現金を本件金庫に入れていた理由について申述を受けるとともに、追加の書類を提出する旨の申出を受けた。
- (ホ) 請求人は、令和5年2月20日及び同月27日に本件職員に対し、追加書類を提出した上、同年3月2日、代理人を通じて警察署から返還された本件盗難に係る盗難品を本件職員に持参した。

ハ 当てはめ

本件調査は、上記ロのとおり、本件職員が、請求人に対する質問調査、請求人に対する書類の提出依頼及び請求人から提出された書類の検討等を行っており、通則法第23条第4項に規定する「調査」として本件職員の合理的な裁量の範囲内で適法に行われたものであったと認められる。

以上のとおり、本件調査は合理的な裁量の範囲内で適法に行われたものであり、原処分に通則法第23条第4項に反する違法又は不当はない。

ニ 請求人の主張について

- (イ) 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のイのとおり、本件職員は、請求人に助言も与えず、事実関係の聴取も行わなかつたものであるから、原処分は調査がなく行われたものに等しい旨主張する。

しかしながら、上記イのとおり、いかなる調査方法を探るかは権限ある税務職員の合理的な裁量に委ねられており、通則法第23条第4項に規定する「調査」においては、助言や事実関係の聴取を行わなければならないものではない。

その点は措くとしても、本件職員は、上記ロの(イ)ないし(ハ)のとおり、請求人に対し、提出を求める書類について書面で明示し、本件盗難による被害の状況や内訳、被害場所の状況及び法人の被害金額の根拠等について聴取を行っており、請求人の主張は事実に反する。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(ロ) 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のロのとおり、本件職員が自ら事実関係を明らかにするための能動的な行動を一切することなく、請求人の立証が不十分であるという結論ありきで行った本件調査に基づき行われた原処分は、著しく不合理なものであって取り消されるべき不当がある旨主張する。

しかしながら、上記ハのとおり、本件調査は合理的な裁量の範囲内で適法に行われたものであり、原処分は、不合理であるとはいえず、取り消されるべき不当もない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) 争点2（本件各更正請求は、通則法第23条第1項に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、請求人の有する資産について本件盗難による本件損失が生じた場合に該当し、所得税法第72条第1項に規定する雑損控除ができるか否か。）について

イ 法令解釈

(イ) 申告納税方式を採用する所得税にあっては、納付すべき税額は、原則として、納税者のする申告によって確定し、その申告がない場合又はその申告に係る税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り、例外的に税務署長の処分によって確定する。このように、納税申告が具体的な租税法律関係を形成する行為として公法行為の性質を持つことに鑑み、通則法はその申告内容に過誤があることを理由として更正の請求をなし得る場合を制限的に列挙し（通則法第23条第1項各号）、また、その手続上、請求者において更正請求書に、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考と

るべき事項を記載すべきものとし（同条第3項）、更正の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類があるときは、その書類を更正請求書に添付しなければならないとして（国税通則法施行令第6条第2項）、請求者側でまずその過誤の存在を明らかにすることを要求している。

上記のことからすると、通則法第23条第1項に規定する更正の請求は、自ら計算した所得金額等を記載した申告内容の更正を請求する納税者側において、その申告内容が真実に反するものであることの立証をすべきであり、かかる立証がなされない限り、申告に係る所得金額をもって正当なものと認めるのが相当である。

そして、通則法第23条第1項各号の、課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと等の実体的要件が満たされているか否かについては、各租税実体法の定めるところによって判断すべきものと解される。

(ロ) 所得税法第72条第1項は、居住者の有する資産について、災害又は盜難若しくは横領による損失が生じた場合には、その一定額をその者の総所得金額等から控除する旨規定しているところ、これは資産について損失が生じた場合には、扣税力が減少することが一般的であることから所得控除を認めることとした規定である。上記(イ)のとおり、更正の請求では、納税者側において自ら記載した申告内容が真実に反するものであることの立証をすべきであり、当該損失に関する具体的な事実及び損失の金額は、納税者において立証しなければならないものと解される。

ロ 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) 本件金庫が設置されていた本件事務所は、本件盗難があった当时、■のほか請求人が代表取締役を務める■及び■も業務に使用していた。

なお、■及び■の本店所在地は、本件盗難があった当时、いずれも、本件事務所が所在する■であった。

(ロ) 本件金庫は、本件金庫の鍵の開閉を■の代表取締役である請求人が

行うことで管理していた。そして、請求人が社長室に在室している時は、本件金庫については施錠しておらず、従業員が本件金庫内の印鑑等を自由に出し入れできる状況であった。

- (ハ) ■■■■■の総勘定元帳の現金勘定（以下、総勘定元帳の現金勘定を単に「現金勘定」という。）において、本件盗難の直前に売上代金として受領したとされる5,000,000円に関する記載はない。
- (イ) ■■■■■の現金勘定には、令和元年7月1日以降、預金口座からの引出し及び各種支出等により現金残高が増減し、令和2年6月26日時点での現金残高が1,259,393円となったことを示す記載がある。
- (ホ) ■■■■■の現金勘定には、令和元年6月3日以降、資本金の払込み、小口現金からの「つり銭回収」、普通預金口座からの引出し及び各種支出等により現金残高が増減し、令和2年6月26日時点での現金残高が6,169,869円となったことを示す記載がある。
- (ヘ) ■■■■■の現金勘定には、令和2年2月21日以降、現金残高は0円又はマイナスであり、同年6月26日時点の現金残高が、△232,633円であることを示す記載がある。
- (ト) 本件各法人の現金勘定において、令和2年6月26日に現金残高が0円となつたことを示す記載はない。
- (チ) 請求人名義の■■■■■普通預金口座の取引推移一覧表には、平成31年4月10日から令和元年8月23日にかけて、多額の入金及び出金が複数回あったことが記載されている。
- (リ) 本件盗難に関与した実行犯及び共犯者は、令和3年10月ないし同年11月に行われた本件盗難に関する検察庁の取調べにおいて、本件金庫内には約45,000,000円の現金があった旨を供述した。

ハ 検討

(イ) はじめに

本件においては、上記1の(3)のロのとおり、本件盗難により所得税法第72条第1項に規定する「盗難」があったことは認められるものの、上記イで述べたとおり、通則法第23条第1項に規定する更正の請求をするためには、本件盗難によって請求人に生じた損失が15,000,000円であるとする令和2年分確定申告

の内容が真実に反するものであったことについて、請求人において、当該損失に関する具体的な金額を立証する必要がある。そして、本件損失が本件盗難により請求人の有する資産について生じたものであるかを検討するに当たり、①本件金庫内にあった現金の金額がいくらであったか、②本件金庫内にあった現金は、請求人が所有するものであったか否かを以下順次検討する。

(ロ) 本件金庫内にあった現金の金額はいくらであったか

上記1の(3)のハのとおり、[]から金庫の「在中金品」として「現金6500万円位」との被害届が提出され、上記ロの(リ)のとおり、本件盗難に関与した実行犯及び共犯者が検察庁の取調べにおいて、本件金庫内に約45,000,000円の現金があった旨を供述しているところ、実行犯及び共犯者の供述が一致すること並びに被害届の記載金額がこれを上回ることから、本件金庫内に少なくとも45,000,000円の現金があったことが認められる。しかし、45,000,000円を超える現金が本件金庫内にあったことを裏付ける証拠はなく、本件金庫内に45,000,000円を超える現金があったとは認めるに足りない。

(ハ) 本件金庫内にあった現金は、請求人が所有するものであったか否か

請求人は、上記(ロ)の45,000,000円の現金のうち、5,000,000円は[]に帰属すると主張し、15,000,000円は令和2年分確定申告において雑損控除の損害金額として記載している（上記1の(4)のイ及びヘ）。そこで、残りの25,000,000円について、請求人が所有するものであったか否かを検討する（以下、この残額の25,000,000円を「本件現金」という。）。

上記1の(3)のイないしハ、同(4)のヘ及び上記ロの(ロ)のとおり、本件金庫は[]が業務に使用する本件事務所内の社長室に設置されていたこと、本件金庫内には[]の通帳及び印鑑等が保管され、請求人が社長室に在室している時は、本件金庫については施錠しておらず、従業員が印鑑等を自由に出し入れできる状態であったこと、請求人は[]の代表者の立場であったこと、「被害金品」欄に「現金6500万円位」、「所有者」欄に「[]」と記載された[]を被害者とする被害届が本件盗難直後に提出されていること並びに本件金庫内に[]に帰属する現金が保管されていたことを請求人も認めていることからすれば、本件金庫は請求人が[]の機関である代表者として管理し、本件

金庫内に保管されていた本件現金が法人に帰属していたような外観を呈しており、本件現金が請求人個人に帰属すると主張する場合には、請求人個人への帰属に係る事実を立証する必要があるがその事実を裏付ける証拠はない。そうすると、本件現金は請求人個人が所有すると認めるには足りない。

(二) 小括

以上によれば、本件盜難当時、本件金庫内に少なくとも45,000,000円の現金があったことは認められるところ、本件現金は請求人個人が所有すると認めるには足りないから、本件損失は、請求人の有する資産について生じたものであるとは認められず、所得税法第72条第1項に規定する雑損控除はできない。

したがって、本件各年分の確定申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった又は当該計算に誤りがあったとは認められないから、本件各更正請求は、いずれも通則法第23条第1項各号に規定する更正の請求ができる場合に該当しない。

ニ 請求人の主張について

(イ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄の口の(イ)及び(ロ)のとおり、本件金庫内の現金については、暗号資産関連取引で得た資金や役員報酬等による個人預金等から引き出したものであり、また、本件各法人の現金は通常本件事務所内に保管されておらず、■に帰属する5,000,000円を除き全て請求人に帰属する現金であったと主張する。

しかしながら、上記口の(チ)のとおり、請求人が提出した請求人名義普通預金口座の取引推移一覧表によって、多額の入金及び出金があったことはうかがえるものの、出金された現金が本件金庫に入金されたとの客観的な証拠はない。請求人は、請求人個人に帰属すると主張する本件金庫内の現金について、いつどのような経緯でいくら本件金庫に入金したか等の金銭の流れについて具体的な説明を行わず、これを裏付ける証拠も提出しない。そうすると、請求人名義普通預金口座の多額の入出金の事実のみをもって本件金庫内の現金のうち、■に帰属すると主張する5,000,000円を除き全てが請求人個人に帰属することを示すこととはならない。

また、上記口の(ニ)及び(ホ)のとおり、預金口座からの引出し等により本件2社の現金が増減していたことからすれば、本件2社に帰属すべき現金が存在し

た時期があったと見ざるを得ず、ほかの場所に保管していたとの事情も見受けられないことからすれば、本件各法人の現金について通常本件事務所内に保管されておらず、本件金庫内の現金のうち、[]に帰属すると主張する5,000,000円を除き全てが請求人個人に帰属するとは認められない。

よって、請求人の上記主張は採用できない。

(ロ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のロの(ハ)のとおり、本件金庫内の現金は[]に帰属する5,000,000円を除き全て請求人個人に帰属するとの主張が認められないとしても、請求人に帰属する本件金庫内の現金は、[]の帳簿現金残高がないことを併せ考えると、45,000,000円から本件2社の現金勘定に記載の現金残高及び[]の本件盗難の直前の売上代金として受領した5,000,000円の合計額12,429,262円を差し引いた金額である32,570,738円を下回ることはないと主張する。

しかしながら、上記ロの(ニ)ないし(ヘ)のとおり、本件各法人の現金勘定の令和2年6月26日時点の現金残高欄は、[]につき1,259,393円、[]につき6,169,869円、[]につき△232,633円と、本件各法人の現金勘定上の現金残高の合計額は、本件金庫内にあった現金の金額を下回るところ、本件各法人の現金勘定につき本件各法人の現金の正確な残高を示すことを裏付ける証拠の提出がない上、同(ハ)、(ヘ)及び(ト)のとおり、本件各法人の現金勘定は、現金の勘定科目でありながら、請求人が本件盗難において盗難にあったとする[]帰属の5,000,000円について[]の現金勘定に記載がないこと、[]の現金勘定にはマイナスの残高が記載されていること及び本件盗難前後を通じて本件各法人の現金勘定の残高に変化がないことに鑑みれば、本件各法人の現金勘定に記載されている現金残高は、実際に存在する本件各法人に帰属する現金の残高を示すものとはいえない。

むしろ、請求人が本件盗難において盗難に遭ったとする[]帰属の5,000,000円が本件各法人の現金勘定に記載されていないことからすると、[]の現金勘定に記載されていない[]に帰属する現金が存在することが否定できない。そうすると、本件現金は、その全てについて本件各法人のいずれかに帰属する現金であることが否定できず、ほかに本件現金が請求人に帰属する現金であることが客観的に認められる証拠はないことからすれば、本

件現金の帰属主体は請求人であるとは認められない。

したがって、本件盜難があった当時、本件各法人に帰属する現金は、本件2社の現金勘定記載の現金残高及び本件盜難の直前の売上代金として受領した5,000,000円の合計額12,429,262円に限られるものとは認められないから、請求人の上記主張は採用できない。

(3) 本件各通知処分の適法性について

上記(1)のハのとおり、原処分に通則法第23条第4項に反する違法又は不当ではなく、また、上記(2)のハの(ニ)のとおり、請求人には、通則法第23条第1項各号の規定に該当する事由があるとは認められない。そして、本件各通知処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によつても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件各通知処分はいずれも適法である。

(4) 結論

よつて、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表 審査請求に至る経緯

(単位:円)

年分	区分 項目	確定申告	更正の請求	通知処分
令和2年分	年月日等	令和3年12月10日	令和4年10月17日	令和5年5月26日付
	総所得金額			
	内 紙与所得の金額			
	訳 雑所得の金額			更正をすべき理由がない旨の通知処分
	雑損控除の額			
令和3年分	所得税等の納付すべき税額			
	年月日等	法定申告期限内	令和4年10月17日	令和5年5月26日付
	総所得金額			
	内 紙与所得の金額			
	訳 雑所得の金額			更正をすべき理由がない旨の通知処分
	雑損控除の額			
	所得税等の納付すべき税額			

(注)